



長野県公衆浴場入浴料金の統制額を改定します

公衆浴場（いわゆる銭湯）の入浴料金は物価統制令等に基づき統制されており、統制額（上限額）を改定する場合は、長野県公衆浴場入浴料金懇談会の意見を聴いて、知事が指定することとされております。

本県の公衆浴場入浴料金の統制額の改定について、本日、以下のとおり告示しましたのでお知らせします。

1 公衆浴場入浴料金の統制額

| 区分 | 改定後料金 | 現行料金 | 備考 |
|-----------------|-------|------|--------|
| 大人（12歳以上の者） | 500円 | 440円 | 60円引上げ |
| 中人（6歳以上12歳未満の者） | 170円 | 150円 | 20円引上げ |
| 小人（6歳未満の者） | 80円 | 70円 | 10円引上げ |

2 施行期日

令和6年4月1日

【参考】

○長野県公衆浴場入浴料金懇談会について

- ・公衆浴場入浴料金に関する事項について意見を聴くため設置。知事が必要に応じて開催。
- ・構成員は、学識経験者3名、利用者代表3名、事業者代表2名、県職員1名の計9名

確かな暮らしを守り、
信州からゆたかな社会を創る

しあわせ信州創造プラン 3.0
～大変革への挑戦「ゆたかな社会」を実現するために～

[長野県総合5か年計画推進中]

(問合せ先)

担当 食品・生活衛生課生活衛生係
上嶋、山口

電話 026-235-7153 (直通)
026-232-0111 (代表) 内線 2653

E-mail shokusei@pref.nagano.lg.jp